

一般競争入札による市有林林産物売却
物 件 案 内（入札応募要項）

FM 認証林

物件概要

物件番号	市有林 25-01
所在地	南砺市利賀村大勘場水無入会字金剛山 3 番 1
樹 種	カラマツ
本 数	739 本
立木材積	765.801 m ³

令和 7 年 7 月

南砺市

— 目 次 —

1	売却物件について	P 1
2	入札参加申込み資格について	P 1
3	購入申込みに当たって付す条件	P 1
4	一般競争入札参加申込みに必要な書類	P 1 ～ 2
5	入札参加申込み方法	P 2
6	入札・開札について	P 2
7	売買契約の締結について	P 2 ～ 3
8	入札保証金、契約保証金と売買代金の納付	P 3
9	物件の引渡しについて	P 3
10	物件の問い合わせ先・入札参加申込み先	P 4
11	売払い物件情報・位置図・平面図	P 5 ～ 6

<様式等>

12	市有林林産物一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）	P 7
13	誓約書（様式第 2 号）	P 8
14	入札書・委任状（様式第 3 号、4 号）	P 9 ～ 1 0
15	林産物受領書・搬出完了届（様式第 5 号、6 号）	P 1 1 ～ 1 2
16	林産物売買契約書（案）	P 1 4 ～ 1 7

入札参加申込みから伐採、搬出までの流れ

①入札参加申込み	受付期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 1 4 日（木） （土・日祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） 受付場所：南砺市総務部行革・施設管理課
②現地下見会	特に行いませんが希望があれば、個別に対応します。
③入札・開札	日時：令和 8 年 8 月下旬 入札参加申込み者へ別途案内いたします。 ※入札の前に入札保証金（予定価格の 5 % 以上の額）の納付が必要です。
④契約の締結	②の開札の日から 7 日以内に売買契約を締結します。 ※契約締結時に②で納付された入札保証金とあわせ、売買契約金額の 1 0 % 以上の契約保証金の納付が必要です。 ※契約に係る印紙税は物件購入者の負担となります。
⑤売買代金の納付	契約の締結日から 4 0 日以内に、売買代金から③で納付された契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
⑥物件の引き渡し	売買代金を完納した時から、1 5 日以内に市及び買受人が立会の上、売買物件の所在する場所において、当該物件を引き渡しします。
⑦伐採・搬出	立木引渡し後
⑧搬出完了日	立木引渡しから 3 年以内とします。※ただし、伐採の期間は「保安林内立木伐採許可決定通知書」の条件を遵守してください。

一般競争入札による市有林林産物売払のご案内

この市有林林産物の購入を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 売払物件について

物件番号	所在地	面積	樹種	立木材積	予定価格 (最低売却価格)
市有林 25-01	南砺市利賀村大勘場水無 入会字金剛山 3 番 1	2.18ha	カラマツ	765.801 m ³	1,162,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

＊売払い物件の詳細は 5～6 ページの売払い物件情報及び位置図をご覧ください。

＊入札前の現地見会は特に行いません。現地を確認したい方は個別に対応しますので入札期間中に申し出下さい。

2 入札参加申込み資格について

(1) 富山県内において木材、製材、特殊用材（集成材、木材チップ等）の生産又は販売を業とする者としてします。

南砺市市有林は、FM（Forest Management）認証林であり、主伐の際は別添となみ地区木材林業振興協議会 FM 認証グループにおける「森林作業共通仕様書」に従って施業を行う必要があります。※FM 認証林から生産された木材でも、CoC 認証を取得した組織でないとそれを FSC 製品として販売できません。

(2) 下記に該当する方は入札に参加できません。（詳細は「南砺市普通財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要綱」を参照ください。）

- ①契約を締結する能力を有しない方
- ②過去 2 年間の間に市の入札・契約において不正又は妨害等を行った方
- ③現年度及び前年度の市税に滞納がある方
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する方
- ⑤公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ⑥その他市長が不適当と認めた場合

3 購入申込みに当たって付す条件

(1) 購入条件

- ①作業を行う際は、通行車両の安全を確保して実施してください。
- ②伐採の期間は「保安林内立木伐採許可決定通知書」の条件を遵守してください。
- ③となみ地区木材林業振興協議会 FM 認証グループにおける「森林作業共通仕様書」（別添）に基づき作業を実施してください。

- ③本物件の搬出期限は、立木引渡しから３年以内とします。
- ④該当跡地に残存させる素材その他産物は、再造林に支障がないように配置してください。
- ⑤売買契約締結後、当該物件に数量の不足その他隠れた瑕疵を発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- ⑥本案内書に記載のない事項についても、必要な調査及びその負担については購入者が対応してください。

4 一般競争入札参加申込みに必要な書類

- (１) 市有林林産物一般競争入札参加申込書（様式第１号）・・・７ページ
- (２) 誓約書（様式第２号）・・・８ページ
- (３) 富山県木材組合連合会が発行する木材業者登録証の写し
- (４) 市税完納証明書（南砺市外の方は在住の市町村の滞納がないことを証明する書類）
- (５) 印鑑登録証明証（法人の場合は印鑑証明書）
- (６) 法人の場合は法人登記簿（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（世帯全員分）
- (７) その他、申込み内容の確認のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

5 入札参加申込み方法

この物件の入札への参加を希望される方は８月１日（金）から８月１４日（木）まで（土・日祝日を除く。午前８時３０分～午後５時１５分）に、入札参加申込みに必要な書類を南砺市行革・施設管理課へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

なお、郵送の場合は南砺市役所行革・施設管理課へ８月１４日（木）必着でお願いします。

6 入札・開札について

① 入札日時・場所	日時：令和７年８月下旬 入札参加申込み者へ別途案内いたします。 ※入札の前までに予定価格の５％以上の額の入札保証金を納付いただきます。
② 入札の方法	入札は入札書（(様式第３号)・・・９ページ）の入札箱への投函をもって行います。（出場入札） ＊入札書には予定価格（最低売却価格）以上の金額を記載してください。予定価格未満の金額では落札できません。 ＊代理人により入札するときは委任状（(様式第４号)・・・１０ページ）及び委任者の印鑑証明書を併せて提出してください。
③開 札	開札は入札時刻の経過後直ちに、入札の場所において入札者立会いの元行います。
④落札者の決定	入札者のうち、市があらかじめ決めた予定価格（最低売却価格）以上の金額で、最も高い金額で入札された方を落札者（買受人）とします。 落札となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに当該入札者によるくじ引きにて落札者（買受人）を決定します。

7 売買契約の締結について

- (1) 落札者（買受人）と市とは落札の決定の日から7日以内（土・日祝日を除く）に売買契約（P14～17）を締結します。

※売買契約締結時に入札保証金と合算し、売買契約金額の10%以上の契約保証金を納付いただきます。

- (2) 売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、契約の権利は無効となります。この場合、入札保証金は市に帰属します。

- (3) 上記により契約が無効となった場合は、入札で次点となった方と契約します。

- (4) 売買代金以外に、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は買受人の負担となります。

8 入札保証金、契約保証金と売買代金の納付

- (1) 入札保証金

入札参加者には予定価格の5%以上の額の入札保証金を入札の前に納付していただきます。

＊入札の日時・場所の通知時に併せて納入方法をご案内いたしますので、入札の前に納付ください。

＊落札された方においては入札保証金を売買契約時の契約保証金に充当します。

＊落札された方が契約を締結しなかった場合、入札保証金は市に帰属します。

＊落札されなかった方の入札保証金については入札終了後（概ね1ヶ月後）に還付します。

- (2) 契約保証金

買受人には売買契約締結時に（1）の入札保証金と合算し、売買契約金額の10%以上の額の契約保証金を納付していただきます。

＊契約保証金は売買代金の一部に充当します。

- (3) 売買代金

売買契約金額から（2）の契約保証金を差し引いた金額を契約締結日から40日以内に納付していただきます。

＊売買代金を納付期限までに納付しないときは、売買契約を解除します。なお、この場合、契約保証金は還付しません。

9 物件の引渡しについて

- (1) 売買代金を完納した時から、15日以内に市及び買受人が立会の上、売買物件の所在する場所において、当該物件を引き渡しします。

- (2) 買受人は、売買物件に引渡しを受けたときは、遅滞なく林産物受領書（様式第5号）を提出してください。

10 問い合わせ先・入札参加申し込み先

■入札に関するお問い合わせ先

〒939-1692 南砺市荒木1550番地

南砺市役所 総務部 行革・施設管理課

電話 0763-23-2051

FAX 0763-52-6339

■物件に関するお問い合わせ先

〒939-1692 南砺市荒木1550番地

南砺市役所 ブランド戦略部 森林・農地整備課

電話 0763-23-2017

FAX 0763-52-6348

物件情報
森林資源解析データ集計

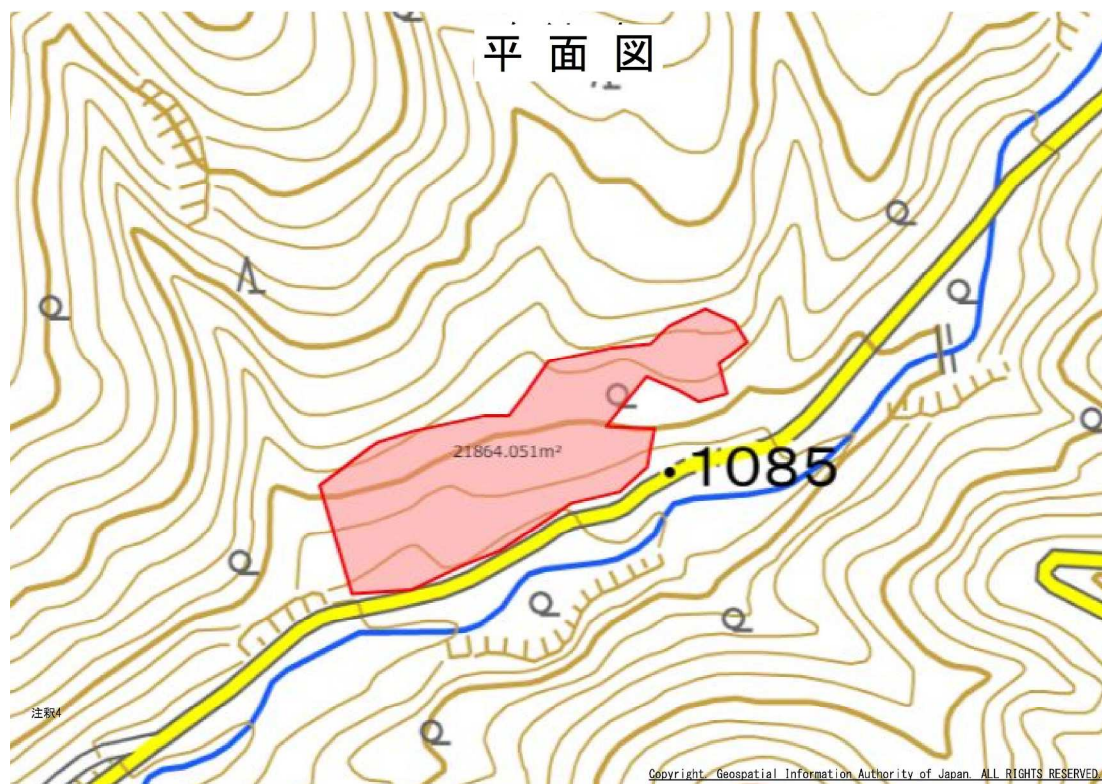
面積	地目	樹種	本数	立木材積(m3)
2.1864ha	保安林	カラマツ	739	765.801

カラマツ

胸高直径 cm	本数 本	平均樹高 m	立木材積 m ³
16	1	24.30	0.262
17	1	23.80	0.273
19	6	20.02	1.727
20	8	24.76	3.181
21	15	23.12	6.117
22	20	24.27	9.649
23	22	23.29	10.887
24	34	23.56	18.428
25	34	21.86	18.391
26	46	23.89	29.434
27	41	24.34	28.716
28	34	23.64	24.650
29	48	25.22	39.728
30	48	25.56	42.779
31	45	27.23	45.614
32	59	27.34	66.601
33	37	28.09	45.593
34	38	26.99	46.798
35	39	27.30	51.517
36	45	29.12	67.376
37	27	28.52	41.121
38	31	29.86	52.330
39	25	28.82	42.183
40	15	32.23	30.567
41	8	31.06	16.136
42	6	30.48	12.350
43	5	31.24	11.024
44	1	31.70	2.369
合 計	739	26.24(平均)	765.801

平均直径(cm)

30.7077



様式第 1 号（第 7 条関係）

市有林林産物一般競争入札参加申込書

年 月 日

（宛先）南砺市長

一般競争入札による南砺市市有林林産物の売却について、下記のとおり申し込みます。

<申込人>

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

職 業 _____

1. 入札番号

2. 案件名

<注意事項>

- 1 入札参加資格として、富山県内において木材、製材、特殊用材（集成材、木材チップ等）の生産又は販売を業とする者としてします。
- 2 富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去 2 年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書等の写し）を添付してください。
- 3 誓約書（様式第 2 号）、参加者の所在地における市町村税の完納証明書又はこれに類する書類、法人登記全部事項証明書（個人事業者の場合は世帯全員の住民票の写し）を添付してください。
- 4 代理人による入札参加の場合には、必ず委任状（様式第 4 号）を添付してください。
- 5 法人名義で申し込まれる場合は、法人の代表者印を使用してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住 所

商号又は名称

代表者

印

私は、南砺市が実施する林産物の売却（一般競争入札）の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

- 1 契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者)及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項第 1 号から 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現年度及び前年度の市町村税に滞納はありません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者ではありません。
- 5 市有林林産物を購入したときは、これを前項に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 入札に対し、入札物件、主な売買条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について南砺市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

（参考）地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 4 第 2 項

- 1 号 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数に関して不正の行為をした者
- 2 号 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 3 号 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 号 地方自治法 2 3 4 条の 2 第 1 項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 号 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 6 号 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

入 札 書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

※印鑑証明書の印を使用してください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用してください。

下記のとおり入札します。

記

1. 入札番号

2. 案件名

3. 入 札 金 額 （消費税及び地方消費税含む）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札保証金額 (入札金額又は予定価格の 5%以上の額)										

<注意事項>

金額の数字は、算用数字を使用してください。最初の数字の頭に「金」又は「¥」を記入してください。

様式第4号（第11条関係）

委 任 状

代理人 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記市有林林産物の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



記

1. 入札番号 _____

2. 案件名 _____

年 月 日

申込人（委任者）住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

（宛先）南砺市長

<注意事項>

- 1 申込人（委任者）の印は、印鑑登録済の印を使用し、印鑑証明書を添付してください。
- 2 委任者が法人代表者で社内代理人の場合でも、委任状は必要です。

様式第5号（第19条関係）

林産物受領書

年 月 日

（宛先）南砺市長

買受人 住 所

商号又は名称

代表者

㊞

年 月 日付で売買契約を締結した下記の林産物について、年 月 日に
引き渡しを受けました。

記

1. 所在地 南砺市 字 番地外

市有林 林班 小班

2. 林産物の種類、数量等

（1）入札番号

（2）林産物の種別

（3）樹 種

（4）面 積 ha

（5）数 量 m3

（6）代 金 円

様式第 6 号（第 2 3 条関係）

搬 出 完 了 届

年 月 日

（宛先）南砺市長

買受人 住 所

商号又は名称

代表者 ⑩

年 月 日付で売買契約を締結した下記の林産物の搬出が終了したので届け出
ます。

記

1. 所在地	南砺市	字	番地外
	市有林	林班	小班

2. 林産物の種類、数量等

- (1) 入札番号
- (2) 林産物の種別
- (3) 樹 種
- (4) 面 積 ha
- (5) 数 量 m3
- (6) 代 金 円

年 月 日

（宛先）南砺市長

譲渡承認申請書

<譲渡人>

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

<譲受人>

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

所在地 南砺市 字 番地外

市有林 林班 小班

林産物の種類、数量等

（1）入札番号

（2）林産物の種別

（3）樹 種

（4）面 積 ha

（5）数 量 m³

（6）代 金 円

（7）搬出期限 年 月 日

年 月 日付で売買契約を締結した上記物件を下記条件承諾のうえ譲渡したいので承認願います。

記

1. 譲渡人が市に対して有する権利義務は、一切譲受人が継承する。
2. 譲渡人は、譲受人と連帯してこの責めに任ずる。
3. 譲渡を証する書類を添付すること。

林 産 物 売 買 契 約 書 （案）

金 _____ 円（消費税及び地方消費税含む）

売払人 南砺市（以下「売払人」という。）と、買受人 _____（以下「買受人」という。）との間において、頭書の金額をもって次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 売払人は、売払人が所有する末尾記載の林産物（以下「売買物件」という。）を買受人に譲渡する。

（売買代金納付期限等）

第2条 買受人は、売買代金のうち金 _____ 円を、この契約の締結に際して契約保証金として売払人へ納入する。

2 買受人は、売買代金の残額金 _____ 円を売払人の発行する納入通知書に記載する期日までに、遅滞なく売払人の指定する金融機関に支払わなければならない。

（引き渡し）

第3条 売払人は、売買代金を完納した時から、15日以内に市及び買受人が立会の上、売買物件の所在する場所において、当該物件を引き渡すものとする。

（売買物件の搬出及び跡地検査）

第4条 買受人は、「令和7年7月23日付け砺振第337号－1 保安林内立木伐採許可決定通知書」の伐採期間を遵守しなければならない。

2 買受人は、となみ地区木材林業振興協議会 FM 認証グループにおける「森林作業共通仕様書」に基づき作業を実施しなければならない。

3 買受人は、前条の引渡しを完了した日から3年以内に売買物件を搬出しなければならない。

4 買受人は、売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なく売払人に対し搬出完了届を提出するものとする。

5 売払人は、前項の搬出完了届の提出があったときは、ただちに買受人の立会いを求めて跡地検査を行うものとする。ただし、跡地検査をする必要がないと認めたときは、この限りではない。

6 買受人は、当該跡地に残存させる素材その他産物は、再造林に支障のないよう配置しなければならない。

（搬出未済林産物の帰属）

第5条 売払人が前条の跡地検査を行った土地に搬出未済の売払林産物があった場合は、当該林産物は売払人に帰属させるものとする。

(搬出期間の延長)

第6条 買受人がやむを得ない理由により、搬出期限の延長を申し出たときは、売払人は、これを延長することができる。

2 売払人は、前項の規定により搬出期間の延長を承認したときは、その延長する期間の日数に売買代金の額の1000分の1を乗じて計算した金額を遅延損害金として、買受人から徴収するものとする。

3 売払人は、買受人が第1項に規定する搬出期間の延長の承認を受けないで、搬出期間内に搬出を完了しなかったときは、その延長する期間の日数に、売買代金の額の1000分の2を乗じて計算した金額を遅延損害金として、買受人から徴収するものとする。

4 災害等買受人の責めに帰さない理由により搬出期間を延長する場合は、前項の規定は適用しないものとする。

(売払林産物の譲渡)

第7条 買受人は、売払林産物の引渡しを受けた後において搬出未済の売払林産物を第三者に譲渡しないものとする。ただし、譲渡承認申請書を市長に提出し、その承認を得た場合はこの限りではない。

(施設の設置)

第8条 買受人は、その買い受けた売払林産物の伐採、搬出のため、売払人の指示を受けて、市有林野内に施設を設けることができる。

2 買受人は、前項の規定により設けた施設の使用が終わった場合には、市長が指定した期間に、使用した土地を現状に回復しなければならない。

(危険負担等)

第9条 買受人は、この契約締結のときから売買物件の引き渡しのときまでの間において、売払人の責めに帰することのできない理由により売買物件が滅失し、又は損傷したときは、売払人に対して売買代金の減免を請求することができない。

2 買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、売払人に対し売買代金の返還又は減免、若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除等を行うことができない。

(契約解除)

第10条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 買受人は、売払林産物の採取又は運搬にあたり、市有林に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(契約等費用)

第12条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て買受人の負担とする。

(協議)

第13条 この契約について疑義のある事項、又はこの契約に定めのない事項については、
売出人及び買受人が協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その
1通を保有する。

年 月 日

売出人 富山県南砺市荒木1550番地
南砺市長 田 中 幹 夫 ㊞

買受人

売買物件の表示

富山県南砺市

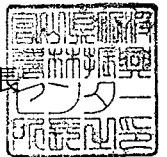
所在地	樹種	本数	立木材積	備考
南砺市利賀村大勘場水無 入会字金剛山 3 番 1	カラマツ	7 3 9 本	765.801 m ³	
以下余白				

保安林内立木伐採許可決定通知書

砺振第337号-1
令和7年7月23日

南砺市長 殿

富山県砺波農林振興センター所長



次の森林の立木を伐採について、許可することを決定したから、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知する。

保安林の指定の目的				水源のかん養			
森林の所在場所				伐採の 方法別	伐採する立木の 樹種及び年齢	伐採面積又は 伐採立木材積	備考
市町村	大字	字	地番				
南砺市	利賀村 大勘場 水無入会	金剛山	3 番 1	皆伐	カラマツ 73 年生	4.0267ha	

許可の条件

- 伐採の期間は、令和7年7月23日から令和8年3月31日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日をこえない範囲内で期間の延長を申請することができる。
- 伐採期間中は、富山県保安林（保安施設地区）内立木の伐採等許可旗の設置取扱要領に基づく許可旗を設置・掲揚すること。
- 伐採後の植栽については、次のとおり実施すること。
 - 植栽方法及び樹種 スギ 3,000本/ha
 - 期間 伐採が終了した年度の翌年度から2年以内